

建築基準法第44条第1項第2号に基づく 道路内の建築制限における許可の建築審査会包括同意基準

建築基準法第44条第1項第2号による道路内の建築制限における許可に係る建築審査会の同意にあたり、公益上必要で通行上支障がないと認めることが可能な場合において、あらかじめ包括的に建築審査会の同意を得るための基準を以下のとおり定める。

(適用建築物)

第1 建築物の用途は、路線定期のバス停留所の上屋及びタクシー乗り場の上屋とし、次の要件に該当すること。

(1) 設置場所

電柱その他の道路内の占有物及び植樹帯等の所在等を具体的に勘案し、警察、消防及び道路管理者との協議が終了しており、歩道幅員が2メートル以上の部分に設置するもの。

(2) 上屋の構造等

上屋は不燃材料で造り、その屋根部材下端までの高さが路面から2.5メートル以上のもの。ただし、国土交通大臣の認定を受けたポリカーボネート板等は屋根の材料として使用できるものとする。

(3) 広告物等の禁止

上屋には、広告物等の添加又は添付をしない。ただし、警察及び道路管理者の許可を得たものは除く。

(建築審査会の同意)

第2 この包括同意基準に適合する場合は、建築審査会の同意があったものとして許可することができる。

(建築審査会への報告)

第3 特定行政庁は、この包括同意基準により許可した建築物について、その内容を建築審査会に速やかに報告しなければならない。

附則施行期日

この基準は平成19年6月21日から実施する。

第1(2)ただし書きについて平成20年3月26日一部改正。